

建設業者の皆さんへ

平成22年度 公共工事の入札契約制度の改正について

1. 建築工事発注基準等の改正について

現在の建設業を取り巻く環境がより厳しさを増しているなか、建築工事における地元建設業者の受注状況が非常に厳しいため、受注機会の拡大を図ることを目的とした緊急経済対策の一環として、発注基準額の引き上げ及び共同企業体の対象金額の引き下げ、並びに指名競争入札と一般競争入札における総合評価落札方式の導入運用などの改正を行うものです。

(1) 発注基準額および指名業者数の改正について

建築工事の発注基準額および指名業者数を、下記のとおり改正する。

発注基準額

工種	格付	改正	現行
建築工事	A	2,000万円以上	500万円(運用1,000万円)以上
	B	2,000万円未満	500万円(運用1,000万円)未満

指名業者数

	級別工種	A		B	
改正	建築工事	2,000万~3,000万円 10		1,000万~ 2,000万円 8	1,000万円未満 6
現行	建築工事	2,000万~ 3,000万円 10	500万~ 2,000万円 8	500万円未満 6	

(2) 上三川町建設共同企業体取扱要領の運用について

建設共同企業体の対象金額を、下記のとおり運用する。

業種	運用	現行
技術的難度の高い特定建設工事 (大規模土木構造物)	概ね2億円以上	概ね2億円以上
技術的難度の高い特定建設工事 (大規模建築物)	概ね1億円以上 (総合評価落札方式の導入)	概ね3億円以上
技術的難度の高い大規模設備等の 建設工事	概ね1億円以上	概ね1億円以上
その他、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事		

総合評価落札方式の導入

大規模建築物工事において、公共工事の品質確保を図ると共に地元業者に考慮した評価基準により競争性を高め、地元建設業者の受注機会の拡大を図るため、「総合評価落札方式」を導入する。

(3) 総合評価落札方式試行要領の運用について

総合評価落札方式の試行導入について、下記のとおり運用する。

入札方法	工種	対象金額	評価基準
一般競争入札	土木一式工事 建築一式工事 水道施設工事	3000万円以上 概ね7000万円未満	Aタイプ (施工計画なし)
	舗装工事 その他工事	概ね7000万円以上	Bタイプ (施工計画あり)
指名競争入札	建築一式工事	2000万円以上 3000万円未満	Aタイプ (施工計画なし)

指名競争入札の事務の取扱い

指名競争入札に係る総合評価落札方式の事務の取扱い(評価方法、意見聴取、結果公表、落札者決定等)については、「上三川町建設工事総合評価落札方式試行要領」を準用する。

2. 適用時期について

改正事項については、平成22年4月1日以降に入札公告する建設工事に適用する。